

相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第27号

相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例

相模原市立相模湖ふれあいパーク条例(平成17年相模原市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(供用期間)」に改め、同条第1項中「休所日」を「供用期間」に、「同月3日」を「12月31日」に改め、同条第2項中「定め、又は前項の休所日を開所日とする」を「定める」に改め、同条第3項中「定め、又は休所日を開所日とする」を「定める」に改める。

第4条の見出しを「(供用時間及び入出場時間)」に改め、同条第1項中「うち自動車」の次に「の駐車場(以下「自動車の駐車場」という。)」を、「自転車の駐車場」の次に「(以下「自転車の駐車場」という。)(以下これらを「ふれあいパークの駐車場」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の供用時間」を「ふれあいパークの駐車場の供用時間」に、「駐車場」を「ふれあいパークの駐車場」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 ふれあいパークの駐車場において第6条に規定する自動車又は自転車等を入場させ、又は出場させることのできる時間(以下「入出場時間」という。)は、午前0時から午後12時までとする。

第25条を第27条とする。

第24条中「第4条第2項、第8条、第12条、第13条第3項、第15条、第16条本文並びに第17条」を「第4条第3項、第5条第2項、第9条、第13条、第14条第3項、第16条、第17条本文並びに第18条第2号」に、「並びに第4条第2項」を「、第4条第3項並びに第5条第2項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条、第12条及び第13条第3項」を「第9条、第

第13条、第14条第3項、第17条本文及び第18条第2号」に、「第15条中」を「第16条中」に改め、「、第16条本文及び第17条第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と」を削り、同条を第26条とする。

第23条第1号中「駐車場の休所日、」を「休所日並びにふれあいパークの駐車場の」に改め、同号ただし書中「、供用時間」を「並びにふれあいパークの駐車場の供用時間」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第17条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(引取りの請求等)

第19条 市長は、自動車の駐車場に係る利用者が第5条第2項の規定による届出を行うことなく、同条第1項に規定する期間を超えて自動車の駐車場を利用している場合又は同条第2項の規定により届け出た期間を超えて自動車の駐車場を利用している場合には、当該利用者に対して通知又は自動車の駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、市長は、当該利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は当該利用者を確認することができないときは、当該自動車の自動車検査証(道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証をいう。)に記載された所有者又は使用者に対して通知又は自動車の駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

3 市長は、前項の規定による請求を行うために必要な限度において、当該自動車について必要な調査をすることができる。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の見出しを「(禁止行為)」に改め、同条第2項中「駐車場」を「ふれあいパークの駐車場」に、同条第3項中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1項中「定期駐車券に」を「自動車定期駐車券又は自転車等定期駐車券(以下単に「定期駐車券」という。)に」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2項中「別表第1第1号の表に掲げる」を「前条第2項の規定により定められた」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「駐車場」を「ふれあいパークの駐車場」に、「第18条」を「第20条」に改め、同条第3項中「は、自動車の駐車場の定期駐車券」の次に「(以下「自動車定期駐車券」という。)」を加え、「自動車の駐車場の定期駐車券に」を「自動車定期駐車券に」に改め、同条第4項中「定期駐車券」の次に「(以下「自転車等定期駐車券」という。)」を加え、同条第5項第1号及び第2号中「定期駐車券」を「自動車定期駐車券」に改め、同項第3号中「定期駐車券」を「自転車等定期駐車券」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「ふれあいパークの」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(利用期間)

第5条 自動車の駐車場の1回の利用(第7条第3項に規定する自動車定期駐車券によるものを除く。)は、自動車の駐車場に入場した日から起算して7日以内とする。

2 前項に規定する期間を超えて自動車の駐車場を利用しようとする者は、利用しようとする期間その他規則で定める事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。

別表第1中「第6条」を「第7条」に改め、同表第1項を次のように改める。

1 自動車1台当たりの自動車定期駐車券による駐車以外の駐車に係る利用料金30分までごとに100円とする。ただし、駐車を開始から30分までは、無料とする。

別表第1第2項中「自転車等」を「自転車」に改め、同項の表備考1中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同表備考3中「定期駐車券」を「自転車等定期駐車券」に改める。

別表第2中「第6条」を「第7条」に、「定期駐車券」を「自動車定期駐車券」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項を改め、同条を第8条とする改正規定(第7条第2項を改める部分に限る。)、第23条第

1号を改め、同条を第25条とする改正規定(第23条第1号を改める部分に限る。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条、第19条及び別表第1第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始した相模原市立相模湖ふれあいパークのうち自動車の駐車場の利用及び当該利用に係る料金について適用し、施行日前に開始した同駐車場の利用及び当該利用に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の第5条第2項に規定する届出の受理その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。